

## 第7章 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項 【移送体制】

### 1. 基本的事項

#### [①現状及び課題]

- 新型コロナの対応において、救急隊が感染症患者の受け入れ先の医療機関について保健所に判断を仰いでも、医療機関のひっ迫により受け入れ先の選定に時間を要した事例がありました。
- その際、保健所管轄地域内での入院調整がつかず、救急隊が入院可能な医療機関を広域に探し、搬送した事例がありました。

#### [②基本的な考え方]

- 感染症法に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生時に、入院勧告となった患者の移送に関しては、県知事・保健所設置市である本市の市長が主体であることを念頭に置きつつ、消防機関や民間事業者と連携し、患者の状況に応じた円滑な移送ができる体制を整備します。

### 2. 今後の施策

#### (1) 移送に係る必要な人員体制と車両の確保

- 本市は、有事の際に迅速に感染症患者の移送に要する人員や車両を確保できるよう、平時から人材派遣や車両のリース等による準備手順を整備します。
- 本市は、感染の急拡大に備え、感染症患者の移送を民間移送事業者等に業務委託することも検討します。

#### (2) 消防局等との役割分担・連携に関する協議

- 本市保健所は、平時から消防局と患者移送の区間や、重症度に応じた役割分担や連携の仕方など、新興感染症発生時の移送体制等に係る事項について協議します。
- 本市保健所は、消防局に対して、感染症に関する各種情報を適切に提供します。
- 本市保健所は、感染症患者の入院が可能な医療機関の情報等を速やかに消防局と共有できるよう努めます。また、特に配慮を必要とする患者に係る移送については、関係機関及び医療関係団体とも連携します。

(3) 移送に係る諸対応に関する協議及び方針の周知

- 本市は、「自宅療養者（高齢者施設等における療養者を含む。）の体調が急変した場合」「救急現場で感染症患者であることが確認された場合」「保健所管轄区域における入院調整が困難と判断し、同管轄区域を越えた移送が必要な場合」等における対応について、関係機関と協議し、あらかじめ方針を決定しておきます。
- 本市保健所は、県境を越えた移送等が必要な場合においては、移送先となる都道府県の感染症対策所管課・保健所等と協議し、移送先及び移送方法等の方針を決定します。
- 本市保健所は、上記の諸対応に係る方針等に決定及び変更が生じた際には、県及び関係機関等に迅速に周知します。

[参考]

|   |
|---|
| ○厚生労働大臣が定める「感染症基本指針」における該当項目<br>第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項 |
|---|

|                                 |
|---------------------------------|
| ○関係する目標項目 … 参照：第12章「数値目標」<br>なし |
|---------------------------------|